

## お知らせ

### アストプラザ 会議室4を新設

アストプラザ  
☎222-2525 📠222-2526

使用開始日 8月1日(金)

ところ アスト津4階

定員 24人

使用料

	営利・宣伝 目的	その他
9時～12時	4,000円	2,000円
13時～17時	4,800円	2,400円
18時～22時	4,800円	2,400円

申し込み アストプラザへ

申込開始日 7月1日(火)

### 引き忘れ、納め忘れにご注意を 市民税・県民税の特別徴収

市民税課  
☎229-3130 📠229-3331

市民税・県民税の特別徴収は、事業主が従業員に代わって、毎月

の給与から税額を差し引いて市へ納入する制度です。特別徴収義務者には、5月15日付で税額決定通知書と納入書を送付しましたので、内容をご確認の上、取扱金融機関等で納入してください。

市民税・県民税の特別徴収税額の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日、初回の納期限は7月10日(木)です。10日が土・日曜日、祝・休日に当たる場合は、その翌日になります。

### 災害に遭った場合に 市税を減免

市民税課  
☎229-3130 📠229-3331  
資産税課  
☎229-3132 📠229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、納期限の7日

前までに「減免申請書」と「り災証明書」を提出してください。

**内容** 被災の程度に応じた割合で減免

**対象**

▶市・県民税

- 災害により、本人(同居の親族を含む)が居住する家屋または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、価格の3割以上であると認められる場合 ※所得制限あり

- 災害により死亡した場合など

▶固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地

- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産



## AEDの活用を ～助かる命を助けたい～

人が心肺停止状態になった場合、時間の経過とともに命が助かる確率(救命率)は急激に減少していきます。救急車が現場に到着するまでは全国平均で約9分かかり、何もしないで救急車を待っているのは、助かる命も助けられません。しかし、現場に居合わせた人たちがAED(自動体外式除細動器)を的確に活用できれば、助かる可能性が格段に高くなります。



AEDは、強い電流を一瞬のうちに流してショックを与えることで、心臓の状態を正常に

戻す機能を持っています。また、電源を入れると、使用手順を音声で説明してくれるので、誰でも簡単に使用できます。近年はAEDの設置箇所が増え、使用回数も多くなってきましたが、AEDがあるにもかかわらず、使用されないまま救急車を待つケースも多くみられます。

消防本部では「助かる命を助けたい」との思いで、定期的にAEDの取り扱いを含めた救命講習を行っています。多くの皆さんの参加をお待ちしています。



救命講習

問い合わせ 救急課 ☎254-1603 📠256-7755